

## 参考資料 1 地下水利用専用水道に関するアンケート調査結果

### 1. 調査の目的

水道事業者における地下水利用専用水道に転換した事業者（以下「転換事業者」という。）への対応等について実態調査するため、各水道事業者における転換事業者の有無とその把握方法、転換による給水収益等への影響、転換事業者への対応策の検討状況等に関して設問し、調査を行った。

### 2. 調査対象・回収率

#### (1) 対象事業者

平成 30 年 4 月現在末端給水を行っている給水人口 5 万人以上の正会員 450 事業者。

#### (2) 回収率

90.9% (409 事業者)

#### (3) 調査方法

アンケート調査票を郵送し、電子ファイル (Excel ファイル) にて回答。

#### (4) 調査時期

平成 30 年 5 月 17 日～6 月 22 日

### 3. アンケート結果 (設問ごと)

【問 1 から問 4 は、調査対象者全員への共通のご質問です。】

問 1 貴水道事業の平成 29 年度末の給水人口及び給水戸数、平成 29 年度の年間有収水量及び給水収益 (税抜き) をご記入ください。

[有効回答事業者数 : 409]

#### 給水人口

区 分	10 万人未満	10 万人以上 25 万人未満	25 万人以上 50 万人未満	50 万人以上 100 万人未満	100 万人以上
事 業 者 数	189	142	52	12	14

#### 給水戸数

区 分	5 万件未満	5 万件以上 10 万件未満	10 万件以上 20 万件未満	20 万件以上 50 万件未満	50 万件以上
事 業 者 数	217	104	55	18	15

#### 年間有収水量

区 分	1 千万 m <sup>3</sup> 未満	1 千万 m <sup>3</sup> 以上 3 千万 m <sup>3</sup> 未満	3 千万 m <sup>3</sup> 以上 6 千万 m <sup>3</sup> 未満	6 千万 m <sup>3</sup> 以上 1 億 m <sup>3</sup> 未満	1 億 m <sup>3</sup> 以上
事 業 者 数	162	180	44	8	15

#### 給水収益

区 分	20 億円未満	20 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上 200 億円未満	200 億円以上
事 業 者 数	202	134	51	8	14

問2 現在までの、貴水道事業において、給水収益に係る増減分析の実施について、お尋ねします。  
次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。

- ① 経常的に分析を実施している。
- ② 大きく収益が減少した場合のみ分析を実施している。
- ③ 分析は実施していない。
- ④ その他（具体的にご記入ください。）

[有効回答事業者数：405]

項 目	①	②	③	④
事 業 者 数	272 (67.2)	50 (12.3)	70 (17.3)	13 (3.2)

※( )内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が4件）

「④その他」の主な回答

- (1) 決算時や大きく増減があった際に分析を実施している。(7件)
- (2) 月次データにて毎月把握している。(1件)
- (3) 大口使用者について、使用水量の変化のみ把握している。(1件)
- (4) 必要に応じて分析を実施している。(1件)
- (5) 人口減少等による収益減少などを、シミュレーションにて確認している。(1件)
- (6) 水道事業認可変更のための分析を実施している。(1件)
- (7) 人口減少率見込みにより、給水収益の減少率を推計している。(1件)

問3 現在までの、貴水道事業における大口使用者（※1）に係る使用水量の変化等の把握について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。また、大口使用者について貴水道事業体において定義している場合はその基準について具体的に記入してください。（定義していない場合は「定義なし」とご記入ください。）

- ① 把握している。
- ② 把握していない。
- ③ 大口使用者は存在しない。

[有効回答事業者数：395]

項 目	①	②	③
事 業 者 数	289 (73.2)	97 (24.5)	9 (2.3)

※( )内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が14件）

問4 現在までの、貴水道事業における地下水利用専用水道に転換した事業者（以下「転換事業者」という。）の有無について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。

- ① 転換事業者が1件以上あることがわかっている。
- ② 転換事業者が全く無いことがわかっている。
- ③ あるかどうか把握できていない。

<①を選択された方は次の問5へ、②を選択された方は問23へ、③を選択された方は問25へお進みください。>

[有効回答事業者数：405]

項 目	①	②	③
事 業 者 数	187 (46.2)	76 (18.7)	142 (35.1)

※( )内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が4件）

(参考) 給水人口区分別の内訳

給 水 人 口 区 分	10 万人未満	10 万人以上 25 万人未満	25 万人以上 50 万人未満	50 万人以上 100 万人未満	100 万人以上	全体
①転換事業者が1件以上あることがわかっている。	48 (25.7)	78 (55.3)	42 (80.8)	8 (72.7)	11 (78.6)	187
②転換事業者が全く無いことがわかっている。	53 (28.3)	22 (15.6)	0 (0)	1 (9.1)	0 (0)	76
③あるかどうか把握できていない。	86 (46.0)	41 (29.1)	10 (19.2)	2 (18.2)	3 (21.4)	142
合 計	187 (100)	141 (100)	52 (100)	11 (100)	14 (100)	405

※( )内は、各給水人口区分の合計に対する割合

【問5～問9は、問4で①を選択された方へのご質問です。】

問5 貴水道事業において、転換事業者の有無をどのような方法で把握していますか。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。〔複数回答可〕

- ① 大口使用者に対するアンケート、訪問等による調査
- ② 専用水道設置の申請先（都道府県、保健所設置の市等）からの情報提供
- ③ 転換事業者の水道の使用量の変化
- ④ 転換事業者による給水装置の改造工事申請
- ⑤ 地下水利用専用水道への転換（又は転換予定）事業者からの相談等
- ⑥ その他（具体的にご記入ください。）

[有効回答事業者数：187 有効回答総件数：350]

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥
回答件数	19 (10.2)	80 (42.8)	72 (38.5)	86 (46.0)	75 (40.1)	18 (9.6)

※( )内は、有効回答事業者数に対する割合

「⑥その他」の主な回答

- (1) 関係部所（下水道部署・専用水道申請部署・保健所）からの情報提供により把握している。(9件)
- (2) 地下水等利用専用水道設置者に届出を義務付けるよう条例を改正し、届出により把握している。(2件)
- (3) 水道統計の「専用水道調査表」により把握している。(1件)
- (4) 専用水道への移行に伴う簡易専用水道廃止届の受理により把握している。(1件)
- (5) 開発指導部局からの案件照会により把握している。(1件)
- (6) 県が発行する書類、ウェブサイトで把握している。(1件)

問6 平成20年度以降の貴水道事業における転換事業者について、業種別の転換件数、転換によって減少した1年あたりの水道使用量（推定量）、推定減収額（※2）をご記入ください。その他の転換件数が1件以上の方は、その業種について具体的にご記入ください。

業種別の転換件数

[有効回答事業者数：161 有効回答総件数：1,195]

業 種	件数	割合	業 種	件数	割合
病 院	310	25.9%	サ ー ビ ス 業 (スポーツ施設等)	95	8.0%
販 売 業	192	16.1%	教 育 施 設	77	6.4%
製造業（食品含む）	155	13.0%	事 務 所 ・ ビ ル	46	3.8%
ホ テ ル ・ 旅 館	150	12.6%	そ の 他	170	14.2%

※「割合」は有効回答総件数に対する割合（他、未回答が26件）

「その他」の主な回答

- (1) 福祉施設（老人ホーム等）(93件)
- (2) 銭湯、温泉施設(59件)
- (3) 公共施設（自衛隊・行政機関・刑務所等）(5件)
- (4) 個人宅(3件)
- (5) 研究機関(2件)
- (6) 宗教施設(1件)
- (7) 自動車販売・整備業者(1件)
- (8) 運輸・運送業者(1件)
- (9) 列車車輛整備工場(1件)
- (10) 布団工場(1件)
- (11) 遊園地(1件)
- (12) 畑、農園(1件)
- (13) クリーニング業者(1件)

減少した合計水道使用量（年間推定量）

[有効回答事業者数：155]

区 分	2千m <sup>3</sup> 未満	2千m <sup>3</sup> 以上 1万m <sup>3</sup> 未満	1万m <sup>3</sup> 以上 10万m <sup>3</sup> 未満	10万m <sup>3</sup> 以上 100万m <sup>3</sup> 未満	100万m <sup>3</sup> 以上
事業者数	1 (0.6)	6 (3.9)	77 (49.7)	65 (41.9)	6 (3.9)

※( )内は有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が32件）

合計推定減収額（年間）

[有効回答事業者数：154]

区 分	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上
事業者数	39 (25.3)	71 (46.1)	23 (14.9)	16 (10.4)	5 (3.3)

※( )内は有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が33件）

(参考) 給水収益に対する減収額の割合

[有効回答事業者数：154]

区 分	0.1%未満	0.1%以上 0.5%未満	0.5%以上 1.0%未満	1.0%以上 2.0%未満	2.0%以上 5.0%未満	5.0%以上
事業者数	9 (5.8)	42 (27.3)	41 (26.6)	39 (25.3)	20 (13.0)	3 (2.0)

※( )内は有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が33件）

問7 平成20年度以降の貴水道事業における転換事業者の中で、転換前の年間の水道使用量（※3）が最も少なかった事業者及び最も多かった事業者に関して、お尋ねします。

その転換事業者の業種（※4）について選択し、転換前の水道使用量及び水道料金の額（※3）、転換後の水道使用量及び水道料金の額（※3）についてはご記入ください。（※5）（金額については、いずれも税抜き・年額）

その他を選択された方は、その業種について具体的にご記入ください。

(1) 転換前の年間の水道使用量が最も少なかった事業者

① 転換前

[有効回答事業者数：144]

水道使用量	1万m <sup>3</sup> 未満	1万m <sup>3</sup> 以上 2万5千m <sup>3</sup> 未満	2万5千m <sup>3</sup> 以上 5万m <sup>3</sup> 未満	5万m <sup>3</sup> 以上 10万m <sup>3</sup> 未満	10万m <sup>3</sup> 以上
事業者数	27 (18.8)	41 (28.5)	37 (25.6)	27 (18.8)	12 (8.3)

※( )内は有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が43件）

[有効回答事業者数：143]

水道料金の額	100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	2千万円以上 3千万円未満	3千万円以上
事業者数	15 (10.5)	76 (53.1)	32 (22.4)	13 (9.1)	7 (4.9)

※( )内は有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が44件）

② 転換後

[有効回答事業者数：144]

水道使用量	1万m <sup>3</sup> 未満	1万m <sup>3</sup> 以上 2万5千m <sup>3</sup> 未満	2万5千m <sup>3</sup> 以上 5万m <sup>3</sup> 未満	5万m <sup>3</sup> 以上 10万m <sup>3</sup> 未満	10万m <sup>3</sup> 以上
事業者数	112 (77.8)	23 (16.0)	7 (4.8)	2 (1.4)	0 (0)

※( )内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が43件)

[有効回答事業者数：143]

水道料金の額	100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	2千万円以上 3千万円未満	3千万円以上
事業者数	66 (46.2)	72 (50.3)	3 (2.1)	2 (1.4)	0 (0)

※( )内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が44件)

③ 転換前と転換後の差

[有効回答事業者数：144]

水道使用量	1万m <sup>3</sup> 未満	1万m <sup>3</sup> 以上 2万5千m <sup>3</sup> 未満	2万5千m <sup>3</sup> 以上 5万m <sup>3</sup> 未満	5万m <sup>3</sup> 以上 10万m <sup>3</sup> 未満	10万m <sup>3</sup> 以上
事業者数	39 (27.1)	43 (29.8)	36 (25.0)	20 (13.9)	6 (4.2)

※( )内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が43件)

[有効回答事業者数：143]

水道料金の額	100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	2千万円以上 3千万円未満	3千万円以上
事業者数	23 (16.1)	87 (60.8)	20 (14.0)	9 (6.3)	4 (2.8)

※( )内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が44件)

(2) 転換前の年間の水道使用量が最も多かった事業者

① 転換前

[有効回答事業者数：144]

水道使用量	1万m <sup>3</sup> 未満	1万m <sup>3</sup> 以上 2万5千m <sup>3</sup> 未満	2万5千m <sup>3</sup> 以上 5万m <sup>3</sup> 未満	5万m <sup>3</sup> 以上 10万m <sup>3</sup> 未満	10万m <sup>3</sup> 以上
事業者数	5 (3.5)	8 (5.6)	27 (18.7)	53 (36.8)	51 (35.4)

※( )内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が43件)

[有効回答事業者数：143]

水道料金の額	100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	2千万円以上 3千万円未満	3千万円以上
事業者数	2 (1.4)	28 (19.6)	38 (26.6)	32 (22.4)	43 (30.0)

※( )内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が44件)

② 転換後

[有効回答事業者数：144]

水道使用量	1万m <sup>3</sup> 未満	1万m <sup>3</sup> 以上 2万5千m <sup>3</sup> 未満	2万5千m <sup>3</sup> 以上 5万m <sup>3</sup> 未満	5万m <sup>3</sup> 以上 10万m <sup>3</sup> 未満	10万m <sup>3</sup> 以上
事業者数	75 (52.1)	33 (22.9)	18 (12.5)	12 (8.3)	6 (4.2)

※( )内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が43件)

[有効回答事業者数：143]

水道料金の額	100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	2千万円以上 3千万円未満	3千万円以上
事業者数	32 (22.4)	85 (59.4)	13 (9.1)	7 (4.9)	6 (4.2)

※( )内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が44件)

③ 転換前と転換後の差

[有効回答事業者数：144]

水道使用量	1万m <sup>3</sup> 未満	1万m <sup>3</sup> 以上 2万5千m <sup>3</sup> 未満	2万5千m <sup>3</sup> 以上 5万m <sup>3</sup> 未満	5万m <sup>3</sup> 以上 10万m <sup>3</sup> 未満	10万m <sup>3</sup> 以上
事業者数	7 (4.9)	16 (11.1)	37 (25.7)	50 (34.7)	34 (23.6)

※( )内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が43件)

[有効回答事業者数：143]

水道料金の額	100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	2千万円以上 3千万円未満	3千万円以上
事業者数	3 (2.1)	46 (32.1)	39 (27.3)	29 (20.3)	26 (18.2)

※( )内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が44件)

(参考) 業種別転換前と転換後の差

(1) 転換前の年間の水道使用量が最も少なかった事業者

[有効回答事業者数：143]

水道使用量	1万m <sup>3</sup> 未満	1万m <sup>3</sup> 以上 2万5千m <sup>3</sup> 未満	2万5千m <sup>3</sup> 以上 5万m <sup>3</sup> 未満	5万m <sup>3</sup> 以上 10万m <sup>3</sup> 未満	10万m <sup>3</sup> 以上	全体
販売業 (デパート等)	2 (5.3)	3 (7.0)	8 (22.2)	4 (20.0)	1 (16.7)	18 (12.6)
ホテル・旅館	5 (13.2)	3 (7.0)	1 (2.8)	3 (15.0)	0 (0)	12 (8.4)
病院	11 (29.0)	17 (39.5)	17 (47.2)	12 (60.0)	4 (66.6)	61 (42.6)
製造業 (食品含む)	4 (10.5)	6 (13.9)	7 (19.4)	0 (0)	1 (16.7)	18 (12.6)
サービス業 (スポーツ施設等)	1 (2.6)	7 (16.3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (5.6)
事務所・ビル	4 (10.5)	0 (0)	1 (2.8)	0 (0)	0 (0)	5 (3.5)
教育施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (5.0)	0 (0)	1 (0.7)
その他	11 (28.9)	7 (16.3)	2 (5.6)	0 (0)	0 (0)	20 (14.0)
合計	38 (100)	43 (100)	36 (100)	20 (100)	6 (100)	143 (100)

※( )内は各水道使用量区分の合計に対する割合 (他、未回答が1件)

[有効回答事業者数：142]

水道使用量	100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	2千万円以上 3千万円未満	3千万円以上	全体
販売業 (デパート等)	1 (4.4)	11 (12.8)	5 (25.0)	1 (11.1)	0 (0)	18 (12.7)
ホテル・旅館	3 (13.0)	7 (8.1)	1 (5.0)	0 (0)	1 (25.0)	12 (8.4)
病院	7 (30.4)	34 (39.5)	9 (45.0)	8 (88.9)	2 (50.0)	60 (42.3)
製造業 (食品含む)	1 (4.4)	13 (15.1)	3 (15.0)	0 (0)	1 (25.0)	18 (12.7)
サービス業 (スポーツ施設等)	2 (8.7)	6 (7.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (5.6)
事務所・ビル	4 (17.4)	1 (1.2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (3.5)
教育施設	0 (0)	0 (0)	1 (5.0)	0 (0)	0 (0)	1 (0.7)
その他	5 (21.7)	14 (16.3)	1 (5.0)	0 (0)	0 (0)	20 (14.1)
合計	23 (100)	86 (100)	20 (100)	9 (100)	4 (100)	142 (100)

※( )内は各水道使用量区分の合計に対する割合 (他、未回答が2件)



## (2) 転換前の年間の水道使用量が最も多かった事業者

[有効回答事業者数：143]

水道使用量	1万m <sup>3</sup> 未満	1万m <sup>3</sup> 以上 2万5千m <sup>3</sup> 未満	2万5千m <sup>3</sup> 以上 5万m <sup>3</sup> 未満	5万m <sup>3</sup> 以上 10万m <sup>3</sup> 未満	10万m <sup>3</sup> 以上	全体
販売業 (デパート等)	1 (16.7)	2 (12.5)	10 (27.0)	11 (22.0)	7 (20.6)	31 (21.7)
ホテル・旅館	0 (0)	1 (6.2)	5 (13.5)	5 (10.0)	2 (5.9)	13 (9.1)
病院	1 (16.7)	8 (50.0)	16 (43.3)	27 (54.0)	11 (32.3)	63 (44.0)
製造業 (食品含む)	1 (16.7)	1 (6.2)	4 (10.8)	1 (2.0)	7 (20.6)	14 (9.8)
サービス業 (スポーツ施設等)	0 (0)	3 (18.7)	0 (0)	0 (0)	2 (5.9)	5 (3.5)
事務所・ビル	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2.0)	1 (2.9)	2 (1.4)
教育施設	1 (16.7)	0 (0)	1 (2.7)	2 (4.0)	0 (0)	4 (2.8)
その他	2 (33.2)	1 (6.2)	1 (2.7)	3 (6.0)	4 (11.8)	11 (7.7)
合計	6 (100)	16 (100)	37 (100)	50 (100)	34 (100)	143 (100)

※( )内は各水道使用量区分の合計に対する割合 (他、未回答が1件)

[有効回答事業者数：142]

水道使用量	100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	2千万円以上 3千万円未満	3千万円以上	全体
販売業 (デパート等)	1 (33.4)	8 (17.8)	12 (30.8)	3 (10.4)	7 (26.9)	31 (21.8)
ホテル・旅館	0 (0)	5 (11.1)	1 (2.6)	6 (20.7)	1 (3.8)	13 (9.2)
病院	0 (0)	21 (46.7)	19 (48.7)	16 (55.2)	6 (23.0)	62 (43.7)
製造業 (食品含む)	0 (0)	5 (11.1)	2 (5.1)	2 (6.9)	5 (19.2)	14 (9.9)
サービス業 (スポーツ施設等)	1 (33.3)	2 (4.4)	0 (0)	0 (0)	2 (7.7)	5 (3.5)
事務所・ビル	0 (0)	0 (0)	1 (2.6)	0 (0)	1 (3.8)	2 (1.4)
教育施設	1 (33.3)	0 (0)	2 (5.1)	1 (3.4)	0 (0)	4 (2.8)
その他	0 (0)	4 (8.9)	2 (5.1)	1 (3.4)	4 (15.4)	11 (7.7)
合計	3 (100)	45 (100)	39 (100)	29 (100)	26 (100)	142 (100)

※( )内は各水道使用量区分の合計に対する割合 (他、未回答が2件)

問8 貴水道事業における転換事業者に関して、考えられる転換理由について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。〔複数回答可〕

- ① 地下水導入コスト（膜処理設備設置コスト等）の減少
- ② 災害対策等における水源の二重化（バックアップ）
- ③ 不明
- ④ その他（具体的にご記入ください。）

[有効回答事業者数：187 有効回答総件数：281]

項 目	①	②	③	④
回 答 件 数	115 (61.5)	87 (46.5)	48 (25.7)	31 (16.6)

※( )内は、有効回答事業者数に対する割合

「④その他」の主な回答

- (1) 水道料金費用の削減のため。(19 件)
- (2) 環境対策のため。(2 件)
- (3) 水質の安定を図るため。(1 件)
- (4) 給水区域外のため。(1 件)
- (5) 浄水（清水）である必要がないため。(1 件)
- (6) 他の目的で採掘していたところ、地下水を掘り当てたため。(1 件)
- (7) 金属加工時及び機器冷却時における冷却温度の優位性（上水と比較すると井水の温度が低い）があるため。(1 件)
- (8) 厚労省からの複数水源確保の指導によるため。(1 件)
- (9) 以前から水道以外に豊富な水源を持っているため。(1 件)
- (10) 工場内機械等の冷却水を井戸水へ転換するため。(1 件)
- (11) 水道事業体が行う現行の入札制度での工事では価格が高く、民間工事と競争できないため。(1 件)
- (12) 簡易水道の水源水量不足対策のため。(1 件)
- (13) 大浴場の設置に伴い、業者からアドバイスがあったため。(1 件)
- (14) 下水使用料の削減のため。(1 件)
- (15) 民間PFI方式の導入のため。(1 件)

問9 現在までに、貴水道事業における転換事業者に関して、積極的に検討し、何らかの報告書を取りまとめたこと（※6）がありますか。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。①を選択された方は公表方法について可能な範囲でご記入ください。（HP等で公表している場合は、URL等もご記入ください。）

- ① ある。
- ② ない。

<①を選択された方は次の問10へ、②を選択された方は問12へ、お進みください。>

[有効回答事業者数：187]

項 目	①	②
事 業 者 数	18 (9.6)	169 (90.4)

※( )内は、有効回答事業者数に対する割合

「①ある。」の主な公表方法（HPにて公表しているもの）

- (1) 【帯広市】所管委員会に報告し、資料（建設文教委員会 平成29年2月16日提出資料 「バックアップ料金制度について」）をHPに掲載している。

<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/sigikai/jyouniniinkai-teisyutsushiryo-kenbun-29.html>

- (2) 【山武郡市広域水道企業団】HPに掲載している。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suisei/chikasui.html>

- (3) 【京都市】HPに掲載している。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000196103.html>

- (4) 【神戸市】「水道事業における地下水利用水道への対応のあり方」に関する答申（H22.3.29 神戸市上下水道事業審議会）をHPに掲載している。

[http://www.city.kobe.lg.jp.cache.yimg.jp/information/committee/water/preservation/tousin\\_100329.pdf](http://www.city.kobe.lg.jp.cache.yimg.jp/information/committee/water/preservation/tousin_100329.pdf)

- (5) 【大分市】厚生労働省主催「水道基盤強化のための地域懇談会（第2回）」にて報告している。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000203977.html>

【問10～問11は、問9で①を選択された方へのご質問です。】

問10 直近に作成した報告書の作成時期について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。

- ① 平成19年度以前
- ② 平成20年度～24年度
- ③ 平成25年度
- ④ 平成26年度
- ⑤ 平成27年度
- ⑥ 平成28年度
- ⑦ 平成29年度

[有効回答事業者数：18]

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
事業者数	2 (11.1)	3 (16.7)	0 (0)	1 (5.5)	3 (16.7)	3 (16.7)	6 (33.3)

※( )内は、有効回答事業者数に対する割合

問11 直近に作成した報告書の内容について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。〔複数回答可〕

- ① アンケート調査結果
- ② 貴水道事業の取組事例
- ③ 他都市の取組事例
- ④ その他（具体的にご記入ください。）

<次の問12へお進みください。>

[有効回答事業者数：18 有効回答総件数：28]

項目	①	②	③	④
回答件数	8 (44.4)	6 (33.3)	7 (38.9)	7 (38.9)

※( )内は、有効回答事業者数に対する割合

「④その他」の主な回答

- (1) バックアップ料金制度の効果や課題等について検証し、今後の方向性についてまとめた。(1件)
- (2) 他都市の取り組み事例を参考とし、〇〇企業団が大口使用者又は地下水利用者に対して提案できる新たな水道料金案をまとめた。(1件)
- (3) 料金改定資料をまとめた。(1件)
- (4) 負担金制度の検討についてレポートを作成した。(1件)
- (5) 「〇〇市上下水道事業経営審議委員会」に設置した「地下水利用の在り方等に関する専門部会」により、約2年にわたり、〇〇市の地下水利用の在り方等に関する御審議をいただいた内容をまとめた。(1件)
- (6) 外部の有識者を委員とする経営調査会での議論をとりまとめた。(1件)
- (7) アンケート調査をする際、事前に〇〇市の状況について内部向けの報告書を作成した。(1件)

【問 12 は、問 4 で①を選択された方全員へのご質問です。】

問 12 現在までの、貴水道事業における転換事業者の増加に対する対応策の検討・実施の状況について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。

〔複数回答可。ただし、①～③、④～⑥、⑦～⑨、⑩、⑪の各選択肢の中で、矛盾する回答をしないよう注意してください。〕

- ① 水道料金に関する対応策を検討し、すでに実施している。
- ② 水道料金に関する対応策を検討し、実施する予定である。
- ③ 水道料金に関する対応策を検討したが、実施の予定はない。
- ④ 地下水の揚水規制に関する対応策（※7）を検討し、すでに実施している。
- ⑤ 地下水の揚水規制に関する対応策（※7）を検討し、実施する予定である。
- ⑥ 地下水の揚水規制に関する対応策（※7）を検討したが、実施の予定はない。
- ⑦ 大口使用者に対する水道利用のPR等に関する対応策を検討し、すでに実施している。
- ⑧ 大口使用者に対する水道利用のPR等に関する対応策を検討し、実施する予定である。
- ⑨ 大口使用者に対する水道利用のPR等に関する対応策を検討したが、実施の予定はない。
- ⑩ 対応策を検討したことがない。
- ⑪ その他（①から⑨以外の対応策を検討・実施している場合、その「導入経緯」、「内容」、「検討開始から導入までの期間」、「導入時期」、「効果」などが分かるよう具体的にご記入ください。）

<①から⑨を選択された方は、問 13 へお進みください。>

<⑩、⑪を選択された方は、問 26 へお進みください。>

[有効回答事業者数：187 有効回答総件数：205]

分類	水道料金に関する対応策			揚水規制に関する対応策			PR等に関する対応策			未検討	その他
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
回答項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
回答件数	23 (12.3)	8 (4.3)	17 (9.1)	1 (0.5)	0 (0)	4 (2.1)	11 (5.9)	4 (2.1)	2 (1.1)	124 (66.3)	11 (5.9)
分類ごと	48			5			17			124	11
合計	(25.7)			(2.7)			(9.1)			(66.3)	(5.9)

※（ ）内は有効回答事業者数に対する割合

「⑪その他」の主な回答

- (1) 日本水道協会に対し問題を提起し、協会を通じて国に対し新たな揚水規制等の法整備を要望している。(1件)
- (2) 水道水を地下水等の補給水として利用する水道利用者に対し、「届出の義務」「水質の適正管理」「固定費の負担」を求める制度を新設。固定費の負担に関しては、「現時点では料金体系そのもの見直しは対応策として適しない」という答申のもとで制度設計を行ったため、水道料金ではなく、負担金で対応している。(1件)
- (3) ○○市上下水道事業経営問題検討委員会では、地下水転換への対策案として、逡増度の緩和や大口設置者への基本水量制の導入などを検討案として確認した。現在は、この方針を踏まえて、大口需要者の地下水転換を抑制し、固定費をより安定的に回収する料金制度とするため、調査・研究を行っている。今後は、さらに地下水転換対策について、多角的な検討を進め、料金体系全体との整合を図りながら、次期料金改定時に合わせて実施したいと考えている。(1件)

- (4) 井水処理施設導入時に相談が事業者からあり、検討した結果計画している水道水の使用量が少なく、水質基準を満たす水道水の供給ができなくなることが懸念されたため、本管口径等から水質基準を満たす水道水が供給できる水量を算出し、その水量を最低使用していただくようお願いし、日ごとの井水及び水道水の使用データを、毎月送付してもらっている。あくまで、「使用のお願い」であり、かつ、ホテルであるため、使用量には季節ごと、曜日ごとに大きく変動があり、設定した水量を超える月がほとんどない月もある。なお、把握している他の案件は事業撤退してしまっている。(1件)
- (5) 地下水等利用専用水道設置者に届出を義務付けるよう水道条例を改正した。また、負担金の徴収や水道水の使用量を一定確保するための方策等について他市の導入事例を研究しながら検討する予定である。(1件)

【問13～問14は、問12で①から⑨を選択された方へのご質問です。】

問13 転換事業者の増加に対する対応策の導入もしくは検討した経緯について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をそれぞれお選びください。〔複数回答可〕

- ① 議会からの要望
- ② 給水収益の大幅な減少
- ③ 住民からの要望
- ④ その他（具体的にご記入ください。）

〔有効回答事業者数：55 有効回答総件数：82〕

項目	①	②	③	④
実施済み (問12の①④⑦)	6	27	2	10
実施予定 (問12の②⑤⑧)	0	10	0	3
検討したが、 実施予定無し (問12の③⑥⑨)	1	18	0	5
回答件数	7 (8.5)	55 (67.1)	2 (2.4)	18 (22.0)

※( )内は、有効回答総件数に対する割合

「④その他」の主な回答

- (1) 料金改定等検討のための参考資料とするため。(4件)
- (2) 専用水道の導入目的など、情報を把握するため。(1件)
- (3) 外部有識者で構成する〇〇市上下水道事業経営審議委員会から意見書が提出されたため。(1件)
- (4) 平成23年度の制度新設に関しては、対象者の把握(届出)、水質維持の観点(水質の適正管理)、負担の公平性(固定費の負担)への対応のため。  
また、平成27年度の企業向け意識調査は、〇〇水道ビジョン2025検討の参考とするため。(1件)
- (5) 業務用料金が、地下水の利用等により、減少傾向であるため、充実した保有水源を有効活用して業務用使用水量の拡大を促し、経営の安定化を図る必要があったため。(1件)
- (6) 基本計画検討委員会の提言を受けたため。(1件)

- (7) 企業長より、自己水源として井戸利用が出来ないか検討するよう指示があり、報告書作成時に転換事業者の対応策もまとめた。(1件)
- (8) 水道ビジョンに記載し、実施する予定である。(1件)
- (9) 転換事業者が増加した場合に備えるため。(1件)
- (10) 企業誘致の際の懸念材料となっているため。(1件)
- (11) 転換事業者は少なく経営に大きな影響は出ていないが、平成30年に料金改定を行い、平成34年にも料金改定を行う予定をしているため、リスクとして大口使用者の状況を把握しつつ改定率の検討を行っている。(1件)

問14 貴水道事業において導入もしくは検討された対応策とは、具体的にどのような内容ですか。

次のうち、あてはまる項目をそれぞれお選びください。〔複数回答可〕

- ① 個別需給給水契約制度 (※8)
- ② 逡増逡減併用型料金 (※9)
- ③ 固定費負担制度 (※10)
- ④ 条例による地下水の揚水規制
- ⑤ 大口使用者への訪問による水道料金PR
- ⑥ HPでの水道料金PR
- ⑦ その他 (具体的にご記入ください。)

[有効回答事業者数：55 有効回答総件数：96]

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
実施済み (問12の①④⑦)	9	6	2	0	10	4	15
実施予定 (問12の②⑤⑧)	4	5	2	0	3	1	1
検討したが、 実施予定無し (問12の③⑥⑨)	6	8	7	4	5	0	4
回答件数	19 (19.8)	19 (19.8)	11 (11.5)	4 (4.2)	18 (18.8)	5 (5.2)	20 (20.8)

※( )内は、有効回答総件数に対する割合

「④その他」の主な回答

(1) 実施済み (問の①④⑦)

- ① 水道水を非常時の補給水として利用する専用水道事業者を対象に、補給水を給水するための将来に向けた建設投資資金の確保及び一般利用者との負担の公平性の確保のため、バックアップという新たなサービスに対する、給水契約の口径に応じた料金を賦課する任意契約の制度を導入した。(1件)
- ② 平成28年料金改定時に、50mm以上の口径の基本料金を25%程度に減額した。(1件)
- ③ 地下水からの転換による「水道利用加入金」の減額制度を導入した。(1件)
- ④ 水道を多量に利用することで水道料金を減額する大口水道利用者減額制度を制定した。(1件)
- ⑤ 水道需要者の協力義務、地下水転換しないように指導及び従わない場合の公表、並びに大口使用の料金

引き下げを行った。(1件)

- ⑥ 水道施設維持負担金制度を創設した。(既存の料金制度とは別に、「地下水等利用専用水道」を設置している方に対し、固定費である水道施設維持経費を新たに負担していただく制度)(1件)
- ⑦ 逓増度の緩和及び口径別料金体系を導入し、基本料金を増額した。(1件)
- ⑧ 従量料金の逓増度の緩和と最高単価の引き下げを行うとともに基本料金の引き上げを行った。(1件)
- ⑨ 従量料金の最高単価を引き下げることにより逓増度の緩和を図った。(1件)
- ⑩ 上水道の安全性・安定性のPRを行った。(1件)
- ⑪ 従量料金の最高単価を撤廃した。(1件)
- ⑫ 転換事業者への訪問活動を行った。(1件)
- ⑬ 水道水を地下水等の補給水として利用する水道利用者に対し、「届出の義務」「水質の適正管理」「固定費の負担」を求める制度を新設した。また、固定費の負担に関しては、「現時点では料金体系そのものの見直しは対応策として適しない」という答申のもとで制度設計を行ったため、水道料金ではなく、負担金で対応している。(1件)

(2) 実施予定(問12の②⑤⑧)

- ① 口径別料金体系への変更を予定(1件)

(3) 検討したが、実施予定無し(問12の③⑥⑨)

- ① 転入割制度(2件)
- ② 従量区分の最大量の単価の減額及び逓増率の抑制(1件)
- ③ 長期割引契約(1件)
- ④ バックアップ料金制度(1件)

【問15～問20は、問12で①、④、⑦を選択された方へのご質問です。】

問15 転換事業者の増加に対する対応策を検討開始した時から、実際の導入までの期間について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をそれぞれ〔1つだけ〕お選びください。

- ① 2年以上
- ② 1年以上～2年未満
- ③ 1年未満

[有効回答事業者数：24 有効回答総件数：34]

項目	①	②	③
回答件数	12 (35.3)	15 (44.1)	7 (20.6)

※( )内は、有効回答総件数に対する割合 (他、未回答が1件)



問 16 転換事業者の増加に対する対応策の導入時期について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をそれぞれ〔1つだけ〕お選びください。

- ① 平成 19 年度以前
- ② 平成 20 年度～24 年度
- ③ 平成 25 年度
- ④ 平成 26 年度
- ⑤ 平成 27 年度
- ⑥ 平成 28 年度
- ⑦ 平成 29 年度

[有効回答事業者数：23 有効回答総件数：33]

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
回 答 件 数	5 (15.2)	10 (30.3)	3 (9.1)	1 (3.0)	1 (3.0)	5 (15.2)	8 (24.2)

※( )内は、有効回答総件数に対する割合 (他、未回答が 2 件)

問 17 平成 20 年度以降の貴水道事業における転換事業者増加に対する対応策導入効果について、業種別の回帰件数、回帰によって増加した 1 年あたりの水道使用量 (推定量)、推定増収額 (※ 2) をご記入ください。その他の転換件数が 1 件以上の方は、その業種について具体的にご記入ください。

業種別の回帰件数

[有効回答事業者数：13 有効回答総件数：63]

業 種	件数	割合	業 種	件数	割合
病 院	15	23.8%	教 育 施 設	4	6.3%
販 売 業	11	17.5%	サ ー ビ ス 業 (スポーツ施設等)	3	4.8%
ホ テ ル ・ 旅 館	7	11.1%	事 務 所 ・ ビ ル	1	1.6%
製 造 業 (食品含む)	4	6.3%	そ の 他	18	28.6%

※「割合」は有効回答総件数に対する割合 (他、未回答が 17 件)

「その他」の主な回答

- (1) 福祉施設 (7 件)
- (2) 公共施設 (行政機関、刑務所) (2 件)
- (3) 列車車輛整備工場 (1 件)
- (4) 造園業 (1 件)
- (5) 養豚場 (1 件)
- (6) 農園 (1 件)

増加した合計水道使用量（年間推定量）

[有効回答事業者数：12]

区 分	2千m <sup>3</sup> 未満	2千m <sup>3</sup> 以上 1万m <sup>3</sup> 未満	1万m <sup>3</sup> 以上 10万m <sup>3</sup> 未満	10万m <sup>3</sup> 以上 100万m <sup>3</sup> 未満	100万m <sup>3</sup> 以上
事業者数	0 (0)	1 (8.3)	7 (58.4)	4 (33.3)	0 (0)

※( )内は有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が18件）

合計推定増収額（年間）

[有効回答事業者数：12]

区 分	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上
事業者数	5 (41.7)	7 (58.3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※( )内は有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が18件）

(参考) 給水収益に対する増収額の割合

[有効回答事業者数：12]

区 分	0.1%未満	0.1%以上 0.5%未満	0.5%以上 1.0%未満	1.0%以上 2.0%未満	2.0%以上 5.0%未満	5.0%以上
事業者数	4 (33.3)	6 (50.0)	2 (16.7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※( )内は有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が18件）

問18 対応策導入にあたって、法的に何らかの整理はされましたか。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。

①を選択された方は、法的な課題の内容と対応策について具体的にご記入ください。（記載例：制度検討の際に現行法などに抵触しないか弁護士などの専門家にアドバイスを受けた 等）

- ① 法的に何らかの整理をした。
- ② 法的な整理はしていない。

[有効回答事業者数：28]

項 目	①	②
事業者数	6 (21.4)	22 (78.6)

※( )内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が2件）

「①法的に何らかの整理をした。」の主な内容

- (1) 減額の根拠や要綱制定等を、法規の所管課と整理した。(2件)
- (2) 負担金制度の創設の妥当性（水道法改正趣旨との整合性）や法的性質、対象者の妥当性、負担金算定方法の妥当性等について、弁護士等の専門家にアドバイスを受けた。(1件)
- (3) 弁護士などの専門家にアドバイスを受けた。(1件)
- (4) 記載がなかったため条例と施行規程を一部改正した。(1件)
- (5) 上下水道事業に関する経営アドバイザーに意見を伺う等により公平性の観点については個別受給給水契約を個々に結ぶことによって制度の正当性が図られる旨を確認した。また、今回の制度は試行的措置の位置付けであり、次回の料金改定の単価設定において料金体系を含めた全体的な検討材料として利用できるものと考えている。(1件)

問 19 貴水道事業において検討された対応策導入にあたり、議会や回帰事業者等への説明で工夫した点をご記入ください。

議会や回帰事業者等への説明で工夫した点

- (1) 地下水利用については課題として認識しているものの、現行法上は違反ではないこと(1件)
- (2) 他都市にて地下水利用者を対象に課している負担金については、〇〇市としては水道法第14条に抵触することが懸念されるため、現状では導入は困難と考えていること(1件)
- (3) 料金体系の見直しについては、社会情勢や経営環境を見極めながら慎重に検討していく考えであること(1件)
- (4) 制度の創設に関して市民意見(パブリックコメント)を募集、及び制度対象者への個別説明の実施したこと(1件)
- (5) フェイストゥフェイスの関係を大切にしたこと(1件)
- (6) 対象となる使用者の件数は少ないが、使用水量の9.2%を占める使用者が対象であること、平常時の基準水量以上の使用では格安で供給する一方、渇水時等の非常時には、使用抑制が期待できるメリットのこと(1件)
- (7) 地下水利用事業者へ個別需給給水契約制度のメリットを十分に理解してもらうことで、水道への回帰に至ったこと(1件)
- (8) 大量使用者と一般使用者の負担の適正化として説明したこと(1件)
- (9) 議会、回帰事業者等へ直接的な説明はなく、パンフレットやホームページを活用し、分かりやすい周知したこと(1件)
- (10) 現状では回帰に至っていないこと(1件)
- (11) 給水管口径が大きくなるに従い、基本料金が大幅に高くなっているが、従量料金の逡増度を緩和したことで、多量使用者の改定率は平均改定率よりも低くなっており、大口使用者に対して一定の配慮をしていること(1件)
- (12) 特に工夫はなく、この施策が水道財政の健全性を確保するため必要であることを強調した。(1件)
- (13) 料金改定による値下げと特別料金制度の新設により、収入減を心配する声があったが、平成28年度の水道使用量を「基準水量」とし、超えた部分のみを特別料金とすることで平成28年度分の収益を確保し、減収幅を抑えること(1件)
- (14) 事業者へ訪問し丁寧な説明を行ったこと(1件)
- (15) 料金引き下げを上下水道事業運営審議会に対し諮問、回答を得た後に議会に対して説明を行ったこと  
また、地下水専用水道利用者に対して、直接訪問し本制度の説明と水道への回帰をお願いしたこと  
さらに、本制度を導入するにあたり、大口水道事業者との意見交換会を実施したこと(1件)
- (16) 大口利用者を対象とする逡減制料金制度は、一般需要家への高負担となることから、導入を差し控え従来の逡増度の抑制に留め、上水道の安定供給を発信、説明するのみとしたこと(1件)
- (17) 条例ではなく要綱制定であり、議会の議決は要さないが議員全員に説明を行ったこと(1件)
- (18) 逡増型の料金体系では、大口需要家の専用水道移行により財政悪化が避けられず、一般家庭を含めた全体的な料金の値上げに繋がる可能性があることを説明し、早期に逡増逡減型の料金体系への改定し大口需要家が水道に留まるための施策を施行することの必要性を説いたこと(1件)

問 20 貴水道事業において検討された対応策導入にあたり、転換事業者への誘致（PR）で工夫した点や回帰に奏功したと思われる取組みをご記入ください。

＜問 26 へお進みください。＞

転換事業者への誘致で工夫した点や回帰に奏功したと思われる取組みの主な内容

- (1) 広報紙の掲載、チラシの配架、企業訪問等の実施したこと(1件)
- (2) 転換事業者への訪問活動において、リース契約期間の終了が近い時期に訪問したこと(1件)
- (3) 制度対象者への個別説明の実施したこと(1件)
- (4) 定期的な水道使用量確認作業により、使用水量に大きな変化が見られた利用者やアンケート等により地下水設備の更新等のタイミングを見計らって、現地調査、事情聴取を行い、地下水設備の改修、計画使用水量の見直しを求めるとともに、上水回帰を奨励していること(1件)
- (5) 料金の面では地下水の方が割安であるため、水道水の安全性や安定性のPRを行ったこと。(1件)
- (6) 対象となる利用者に対して、パンフレットの送付だけでなく訪問し、制度の趣旨と共に基準水量以上の使用料金は破格の料金設定となっている点をアピールして勧誘を行ったこと(1件)
- (7) 個別需給給水契約制度の対象となる大口使用者へ、戸別訪問やパンフレット送付など積極的な営業活動を行ったこと(1件)
- (8) 上下水道事業経営審議会委員でもある病院関係者や工業関係の組合の役員に対し、丁寧な説明に努めたこと(1件)
- (9) 地下水利用者への個別訪問説明を実施し、理解を得るとともに水道への回帰を要請したこと(1件)
- (10) 地下水転換事業者に対する訪問アンケート調査を実施したが、担当者レベルではアポイントメントの取り付けも困難であり、事業管理者を筆頭とした、管理職職員による直接訪問による対応を行ったこと  
また、アンケート調査の回答内容や訪問時の聞き取りにより、リース契約に伴う制約事項や、1㎡当たりの単価等、貴重な意見を収集することができ、制度内容の検討に大いに活用ができたこと(1件)
- (11) 水道水の安全性や水道事業のPRしたこと(1件)
- (12) 転換前の負担額と転換後の負担額をシュミレーションで金額を提示したこと(1件)
- (13) 大口需要家への料金改定の趣旨説明、『水道料金値下げのお知らせ』配布、HPへの掲載等を行ったこと(1件)

【問 21 は、問 12 で②、⑤、⑧を選択された方へのご質問です。】

問 21 転換事業者の増加に対する対応策を検討開始した時から、導入予定までの期間について、お尋ねします。  
次のうち、あてはまる項目をそれぞれ〔1つだけ〕お選びください。

- ① 2年以上
- ② 1年以上～2年未満
- ③ 1年未満

＜問 26 へお進みください。＞

[有効回答事業者数：9 有効回答総件数：12]

項 目	①	②	③
回 答 件 数	9 (75.0)	2 (16.7)	1 (8.3)

※( )内は、有効回答総件数に対する割合

【問 22 は、問 12 で③、⑥、⑨を選択された方へのご質問です。】

問 22 転換事業者の増加に対する対応策を実施しない理由について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をそれぞれお選びください。〔複数回答可〕

- ① 議会の議決が得られないため（その理由について具体的にご記入ください。）
- ② 現状にあった対応策が無いため（その理由について具体的にご記入ください。）
- ③ 対応策を実施する人員を確保できないため
- ④ 対応策を実施する所管が明確でないため
- ⑤ 対応策を実施するための他部署との連携を取ることができないため
- ⑥ その他（具体的にご記入ください。）

＜問 26 へお進みください。＞

[有効回答事業者数：18 有効回答総件数：26]

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥
回答件数	0 (0)	9 (34.7)	1 (3.8)	2 (7.7)	1 (3.8)	13 (50.0)

※( )内は、有効回答総件数に対する割合

「②現状にあった対応策が無い」についての具体的理由

- (1) ○○市における大口需要家は規模が小さく、検討した対応策では効果が見込まれないと判断したため。(1 件)
- (2) 水道料金に関する対応策を検討したが、○○市の水道料金水準は比較的高く、地下水利用コストの低下に対抗できる有効な対応策の導入には至らなかったため。(1 件)
- (3) 転換事業者の有無について把握することが難しく、また現状では把握している事業所の件数も少ないことから、対応策の検討を行わなかったため。(1 件)
- (4) 次期料金改定に向け、大口使用者の固定費負担が適正なものとなるように、固定費の配分方法の変更を主眼として新たな料金体系の検討を進めているが、一定の給水収益を確保しながら大口使用者の地下水利用を抑制させ、さらに一般使用者の負担増を極力抑える最適な料金体系の構築に至っていないため。(1 件)
- (5) 転換事業者や水道事業者双方にとってメリットがあることが重要であるため、逡減率を大幅に設定できず、その結果、転換事業者側からすれば、井水コストが安価となり、回帰に消極的になるため。(1 件)
- (6) 多少使用のお客さまに対する逡増制の見直しは平成 27 年度に実施済みのため。(1 件)
- (7) 近隣市において、類似する事例がなく○○市独自での実施が困難であるため。(1 件)
- (8) 根拠となる上位法がないため。(1 件)

「⑥その他」の主な回答

- (1) 対応策導入の同時に行う必要のある、料金改定のための準備が十分に出来ていなかったため。(1 件)
- (2) さらなる現状の分析・対応策の検討が必要と考えているため。(1 件)
- (3) 対応策実施に伴う逡取予想額が想定より多かったため。(1 件)
- (4) 平成 25 年度に大手製造業者による地下水転換があり、料金逡取分の代替収入策について調査研究を行ったものの、その後の地下水転換に関する目立った動きは無かったことから、具体的な検討は見送ったため。(1 件)
- (5) 地下水保全協議会への取組を検討したが、利害関係が著しく、実現しないため。(1 件)
- (6) 水道への回帰及び利益確保の観点から担当課（営業課）は、大口使用者又は地下水利用者に対しての新たな水道料金案を策定したが、利益確保のためには費用削減を最優先に行うとの理由で現時点においては時

- 期尚早との判断がされたため。(1件)
- (7) 平成35年度に予定している料金改定にあわせて実施予定のため。(1件)
- (8) 転換事業者が増加せず、逆に地下水の利用を取りやめたところがあったため。(1件)
- (9) 当初の想定より影響が限定的であったため。(1件)
- (10) 市内の産業振興への影響が危惧されるため。(1件)
- (11) 料金改定により一定の収入が確保できたため。(1件)
- (12) 他の水道事業体の対応策を参考に、効果的な対応策を研究・検討中であるため。(1件)
- (13) 対応策を検討する所管、実施する所管が明確でないため。(地下水等専用水道対策を行っている多くの水道事業体は、企画部署や経営部署が所管となっているが、〇〇市では所管が明確になっていない) (1件)

【問23と問24は、問4で②を選択された方へのご質問です。】

問23 貴水道事業において、転換事業者の有無を、どのような方法で把握していますか。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。〔複数回答可〕

- ① 大口使用者に対するアンケート、訪問等による調査
- ② 専用水道設置の申請先(都道府県、保健所設置の市等)からの情報提供
- ③ 転換事業者の水道の使用量の変化
- ④ 転換事業者による給水装置の改造工事申請
- ⑤ 地下水利用専用水道への転換(又は転換予定)事業者からの相談等
- ⑥ その他(具体的にご記入ください。)

[有効回答事業者数：74 有効回答総件数：122]

項目	①	②	③	④	⑤	⑥
回答件数	0 (0)	33 (44.6)	18 (24.3)	34 (45.9)	22 (29.7)	15 (20.3)

※( )内は、有効回答事業者数に対する割合(他、未回答が2件)

「その他」の主な回答

- (1) 条例により地下水の採取が規制されているため。(3件)
- (2) 専用水道の利用者が存在しないため。(2件)
- (3) 担当課からの情報提供(2件)
- (4) 専用水道転換時の届出(1件)
- (5) 専用水道設置事業者への定期的な立入検査を実施(1件)
- (6) 水道法第32条の規定に基づく申請がないため。(1件)
- (7) 自己申告(1件)
- (8) 事業計画時点での事業用水検討調査で上水道料金を調査した結果、料金が高く当初から地下水を選択するため、途中での転換は無いため。(1件)
- (9) 県のHPで確認(1件)
- (10) 使用水量の変化(増減)により、訪問等による調査を実施(1件)
- (11) 専用水道の事務処理をH25.4より行っており、専用水道設置者からの申請(1件)

問 24 貴水道事業において転換事業者が無い理由として、どのような理由が考えられますか。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。〔複数回答可〕

- ① 従来から水道料金の水準が低く、水道利用の方が地下水利用専用水道への転換よりも有利だから。
- ② 従来から、給水区域内は、地下水について法令・条例等（※11）により揚水規制されているから。
- ③ 従来から大口使用者（※1）に対して水道利用のPR等を行ってきたから。
- ④ 大口使用者（※1）が存在しないから。
- ⑤ 地下水の水質が良くない等水質に問題がある、または不安があるから。
- ⑥ 地下水の水量が豊富でない、または、不安定だから。
- ⑦ その他（具体的にご記入ください。）

<問 26 へお進みください。>

[有効回答事業者数：75 有効回答総件数：97]

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
回答件数	24 (32.0)	11 (14.7)	7 (9.3)	4 (5.3)	11 (14.7)	22 (29.3)	18 (24.0)

※( )内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が1件）

「その他」の主な回答

- (1) 理由は不明 (5件)
- (2) 当初から地下水利用専用水道で使用しているため。(4件)
- (3) 大口使用者が少ないため。(2件)
- (4) 条例により地下水の採取が規制されているため。(2件)
- (5) 地下水を浄水管理する手間が必要なので移行しないため。(1件)
- (6) 給水区域内において地下水を利用しているのは一部地域しかなく、その地域には事業者が存在しないため。(1件)
- (7) 水源が豊富等の理由により、当初から飲料用など少量しか水道水を利用せず、地下水利用専用水道へ切り替える可能性が低いため。(1件)
- (8) 水道料金の従量料金単価が低水準なため。
- (9) 転換後のことを含め、水道利用の方が、管理面等（水質悪化・漏水・設備管理等）において有利と考えられるため。(1件)
- (10) 工業用水（県）が存在するため。(1件)

【問 25 は、問 4 で③を選択された方へのご質問です。】

問 25 貴水道事業において転換事業者の有無を把握していない理由として、どのような理由が考えられますか。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。〔複数回答可〕

- ① 現在の経営状態が良好であるため、把握する必要性を感じていない。
- ② 転換事業者の多い都市とは条件が異なるため、転換事業者による影響はないか、あっても小さいと判断している。
- ③ 大口使用者の使用水量が減少していないため、把握する必要性を感じていない。
- ④ 給水収益が減少していないため、把握する必要性を感じていない。
- ⑤ 把握する必要性は感じているが、人手不足のため検討に至っていない。
- ⑥ 把握する必要性は感じているが、把握する有効な手段が見当たらない。
- ⑦ その他（具体的にご記入ください。）

<次の問 26 へお進みください。>

〔有効回答事業者数：134 有効回答総件数：182〕

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
回答件数	8 (6.0)	44 (32.8)	24 (17.9)	12 (9.0)	21 (15.7)	59 (44.0)	14 (10.4)

※( )内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が8件）

「その他」の主な回答

- (1) 地形的に地下水の湧出量が少なく、転換事業者がないと思われるため。(2件)
- (2) 必要性を感じていないため。(1件)
- (3) 把握する有効な手段が見当たらないため。(1件)
- (4) 把握できる仕組みが確立されていないため。(使用水量の増減によりその都度問合せする方法をとっている。(1件)
- (5) 県条例により新たな井戸の利用が制限されているため。(1件)
- (6) 転換の実態があるとした場合、近年における転換よりも、過去数十年前から既に転換している事業体のほうが多数と考えられるため。(1件)
- (7) 給水装置工事申込が提出されない場合、把握する手段がないため。(1件)
- (8) 把握する手段はあるが、一部の専用水道設置者には、改正法施行時において既設であるため、設置当初の状況が、申請書類の中ではわからない。(1件)
- (9) 給水収益および使用水量が減少傾向にあるが、大口使用者および転換事業者による影響でないと判断しているため。(1件)
- (10) ○○市は地下水が豊富な地域が多く、多くの場合、新規の利用者は地下水と水道水を比較検討し選択している。このため、収益に大きな影響を与える規模の地下水への転換はみられないため。(1件)
- (11) 大口使用者が存在しないため。(1件)



【問 26 から問 31 は、調査対象者全員への共通のご質問です。】

問 26 貴水道事業における直近の料金改定時期（※12）について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。

- ① 平成 19 年度以前
- ② 平成 20 年度～24 年度
- ③ 平成 25 年度
- ④ 平成 26 年度
- ⑤ 平成 27 年度
- ⑥ 平成 28 年度
- ⑦ 平成 29 年度

[有効回答事業者数：401]

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
事業者数	174 (43.4)	99 (24.7)	15 (3.7)	48 (12.0)	18 (4.5)	20 (5.0)	27 (6.7)

※( )内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が 8 件）

問 27 貴水道事業において、直近の料金改定時（※12）に転換事業者対策に係る検討の有無について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。

- ① 検討し、導入した。
- ② 検討し、導入しなかった。
- ③ 検討していない。
- ④ 不明

[有効回答事業者数：404]

項 目	①	②	③	④
事業者数	29 (7.2)	7 (1.7)	292 (72.3)	76 (18.8)

※( )内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が 5 件）

問 28 現在までに、貴水道事業において、地下水利用専用水道のほかに上水道から転換した大口使用者（※1）について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。〔複数回答可〕

- ① 工業用水道への転換
- ② 再生水への転換
- ③ 該当なし
- ④ 不明
- ⑤ その他（具体的にご記入ください。）

〔有効回答事業者数：406 有効回答総件数：418〕

項 目	①	②	③	④	⑤
事 業 者 数	40 (9.9)	16 (3.9)	152 (37.4)	205 (50.5)	5 (1.2)

※( )内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が3件）

「④その他」の主な回答

- (1) 専用水道扱いにはならない大口の地下水転換(1件)
- (2) 大型商業施設における下水の再利用(1件)
- (3) 工業用水道から上水道への転用(1件)
- (4) 既存水道から地下水に転換した商業用水道(1件)
- (5) 雨水利用(1件)

問 29 日本水道協会発行「地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案」（平成21年5月）について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。

- ① 認知している。
- ② このアンケートを機に認知した。
- ③ 認知していない。

〔有効回答事業者数：404〕

項 目	①	②	③
事 業 者 数	121 (30.0)	186 (46.0)	97 (24.0)

※( )内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が5件）

問30 転換事業者対策について、国に対して望む施策等についてお尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。〔複数回答可〕

- ① 水質管理の徹底や立入検査等の行政指導を実施できる指針等の明示（※13）
- ② 新規専用水道の設置規制等を含む新たな揚水規制についての法整備（※13）
- ③ 専用水道設置者等に一定の負担を求めることができる仕組みの創設等、地下水利用に係る新たな施策の検討（※13）
- ④ ない
- ⑤ その他（具体的にご記入ください。）

〔有効回答事業者数：403 有効回答総件数：631〕

項 目	①	②	③	④	⑤
回 答 件 数	126 (31.3)	186 (46.2)	190 (47.1)	125 (31.0)	4 (1.0)

※( )内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が6件）

「④その他」の主な回答

- (1) 地下水利用者への水量による課税を望む。(1件)
- (2) 専用水道の設置規制については、地盤沈下等の問題を含め、環境行政として対応すべきである。(1件)
- (3) 転換減免額に対する補助金及び交付金等の措置を望む。(1件)
- (4) 水道施設の更新・耐震化補助事業の拡大や採択要件の緩和を望む。(1件)

問31 転換事業者対策について、日本水道協会に対して望むこと等をご記入ください。

- (1) 転換事業者に対する行政指導を行うことができる指針、揚水規制及び専用水道設置者等に一定の負担を求めることができる仕組みの創設や法整備に関する国への働きかけ(15件)
- (2) 地下水転換対策を実施している水道事業者の事例紹介及び実施効果の情報提供(13件)
- (3) 地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方等についての研修会の開催(2件)
- (4) 専用水道設置者等に一定の負担を求めることができる仕組みの創設の検討について、全国の水道事業者において統一的に導入が図れるような仕組みについての検討(1件)
- (5) 100%地下水利用（自己水源）でのリスク及び水道の安全性（量、水質等）を活用することの優位性の啓発(1件)
- (6) 地下水が豊富な地域では、企業による安価な地下水への水源転換政策を抑制することは不可能であると認識している。地下水は、地域の公有資源であるという認識と法整備により、それにより享受した利益を地域に還元するという仕組みや、取り組んだ企業に対して協会が強く、広く広報して、ブランド力がアップするなど、企業にとって魅力的な施策の推進(1件)
- (7) 地下水利用専用水道が、地盤沈下などを引き起こす危険があることの周知、PR(1件)

- ※1 「大口使用者」は、各水道事業体において定義している場合はその基準により、定義していない場合は目安として「月に1,800 m<sup>3</sup>以上使用する使用者」(注)として回答  
(注)「地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案」(平成21年5月)にて、「使用水量が概ね日量60 m<sup>3</sup>以上の大口使用者が地下水利用専用水道への転換を図る可能性がある」としていることから設定
- ※2 税抜き、年額で、平成29年度末時点の料金表を適用して算出(平成29年度給水収益に対する推定減収割合の算出に用いるため、転換の年度に関わらず、平成29年度末時点の料金表を適用して算出)
- ※3 水道使用量及び水道料金の額については、事業年度に関わらず、転換の前後で把握している任意の1年間の実績値
- ※4 業種は、「販売業(デパート等)」、「ホテル・旅館」、「病院」、「製造業(食品含む)」、「サービス業(スポーツ施設等)」、「事務所・ビル」、「教育施設」、「その他」から選択
- ※5 転換事業者が1事業者のみの場合は、「最も少なかった事業者」及び「最も多かった事業者」の両方の回答欄に回答
- ※6 各水道事業では作成せず、各水道事業を含める都道府県等で作成している場合等は、「①ある。」を回答
- ※7 ④～⑥の「地下水の揚水規制に関する対応策」は、近年に「転換事業者の増加対策を主目的として検討されたもの」に限定し、その他の、従前からある地盤沈下対策等を主目的とした揚水規制等は、④～⑥の「対応策」に含まない。
- ※8 「個別需給給水契約制度」とは、主に大口使用者を対象に、一定の条件の下に料金負担の軽減を図る制度のことであり、前年の最大使用水量を基準として、それを上回った分については低額の料金単価を適用する一方、渇水時などには従来の最高単価よりも高額の単価を適用するという例などがある。
- ※9 「逡増逡減併用型料金」とは、高位の水量区分の従量料金単価について、それより低位の水量区分の従量料金単価より低く設定するもので、全体としては逡増型の料金体系を維持しつつ、一部逡減型の要素を取り入れている料金体系のことである。
- ※10 「固定費負担制度」とは、水道水を非常時の補給水として利用している場合、補給水を給水するための整備等の費用を適正に負担してもらえないため、補給水として水道の使用を希望する水量に基づき係る費用を負担してもらう制度
- ※11 ②の「法令・条例等」は、地下水の揚水規制に関するものに限定し、その他の条例等については、「⑦その他」を回答
- ※12 消費税率改定に伴う増税分のみの料金改定は含まない。
- ※13 平成29年度会員提出問題から抜粋